

令和7年第3回山北町議会定例会 (9月5日)

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第40号 山北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

議案第40号 山北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、山北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、地方公共団体情報システムの標準化に関わる個人番号利用事務の拡大に伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議長 企画総務課長。

それでは議案第40号 山北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

最初に条例の概要でございますが、現在令和7年11月4日運用開始に向けて、作業を進めている地方公共団体情報システムの標準化に伴いまして、個人番号を利用する場合の独自利用事務を新たに定める必要が生じたため、本条例を改正するものになります。

それでは新旧対照表で御説明させていただきますが、大変申し訳ありません

人が説明の前に 1 か所修正のほうをお願いしたい箇所がございます。3枚おめくりいただきまして最終ページ、新旧対照表の 2 枚目を御覧ください。今回追加する左側の改正後の表のところですね。右側の文章の 1 行目になりますけども、地方税関係情報と医療保険給付関係の間にカンマがございますけども、こちらはですね、既存の条例と同じように上の文章と一緒に、または漢字の「又」に平仮名の「は」なんですけども、この「又は」にですね、ちょっと修正のほうをお願いしたいと思ってます。改正分につきましては、またはになっておるんですけども、こちらの新旧対照表の表のほうがですね、ちょっとと作業時にちょっと修正気づきませんでした。大変申し訳ありません。修正のほうよろしくお願いいたします。

それでは 1 枚お戻りいただきまして新旧対照表で御説明させていただきます。

別表 1 は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律「番号利用法」と言われているもので規定された以外の事務、またはそれを連携を行い、個人番号を利用する場合には、条例での規則が必要となることから、本町では現在三つの事務を条例のほうに定めております。

今回ですね、新たなシステムの変更に伴いまして、各この業務システムを利用する場合にはですね、住登外者宛名番号管理機能を参照しまして、個人番号情報を取得することになりましたので、その住登外者宛名番号管理機能を利用できる事務に加えるものとなっております。

別表の 2 につきましては、1 枚おめくりください。

こちらの機能でどのような特定個人情報を利用するか規定するもので、既存の内容文書と同じものを記載をしております。

それでは 2 枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則、この条例は令和 7 年 11 月 4 日から施行する。

説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、議案第 40 号について質疑に入ります。質疑のあられる方はどうぞ。

質疑ございませんか。

石田照子議員。

- 5 番 石 田 5番、石田でございます。
- 先ほどの御説明の中で提案理由の中で、独自利用事務の拡大に伴い、条例改正というような御説明があったかと思うんですけども、3点ほど条例で定めるというお話でしたんですが、もう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。
- 議 長 企画総務課長。
- 企画総務課長 現在、法律に基づいているものに関しましては、そのまま個人番号のほうを利用できるというふうになってます。その法律に基づいてますが、介護保険とか、児童手当、あと国民健康保険等の関係で、個人番号を利用する場合には、もうそのまま条例に基づかなくても法律に基づいてますので、そちらを利用できるということなんですね、現在ですね、こちらの新旧対照表の1枚目に載ってます改正前のほうに小児医療、あと独り親家庭医療、重度障害、こちらに関しては法律に基づいてませんので、今、町独自で今定めているような状況になります。
- ここで、システムの改修をするに当たって、全てのそういう情報をこの住登外者宛名番号管理機能というのを全て通つてから個人番号を確認するようになりましたので、この部分が法律に位置づけされてませんので、これを位置づけすることによって全ての個人番号を確認できるようなことになるという話になります。
- 議 長 石田照子議員。
- 5 番 石 田 各その自治体によって独自利用事務というのが、条例で制定できるとすると、各自治体によって利用主体事項というのが変わってくる可能性があるわけですね。
- 議 長 企画総務課長。
- 企画総務課長 そのとおりですね、法律に関しては一緒になります。また利用しているシステムによって若干変わってくるという話を聞いてますので、山北町に関しては今、この三つが既に独自というふうに指定をしており、この後機能の変更によりまして、全てここを通りますので、こういう形になるということになります。
- 議 長 よろしいですか。石田照子議員。

5 番 石 田 それをシステムに加えることによって、個人番号の情報の流出が防げると
いいうようなことでよろしいですかね。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 個人番号流出というよりも、個人番号を確認をして作業をするときに、そ
っちのシステムを通りますので、逆に言うと町外の方の情報等を調べるとき
に、そちらを利用して個人番号のほうから確認を通りますので、これをやる
ことによって個人番号を取得できるような形になると。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑のある方ございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いま
すが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第40号を採決いたします。原案に賛成者は挙手を
お願いいたします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第41号 山北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一
部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第41号 山北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について、山北町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を
改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、国家公務員における育児に関わる両立支援制度
を利用しやすい勤務環境の整備を踏まえ、職員においても同様の措置を規定
するための提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは、議案第41号 山北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一
部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

最初に条例の概要でございますが、人事院規則及び人事院運用通知が改正されまして、国家公務員における仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等が義務づけられたことを踏まえまして、本町職員においても同様の措置を規定するため、現在行っております子育て制度の取得につきましては、現在本人からの申請に基づきまして承認していたものを所管からの意向確認を行うことを条例に位置づけるものになります。

それでは新旧対照表で説明をさせていただきます。

2枚おめくりください。

18条の2は妊娠、出産等について申出をした職員等に対する意向確認等の条文を1条加えるものになります。第1項では妊娠、出産等について申出をした職員に対し、意向を確認するための措置を規定し、1枚おめくりください。第2項では3歳に満たない子を養育する職員に対し、意向を確認するための措置を規定しているものになります。第3項では、意向を確認した事項の取扱いについて配慮することを規定しております。

第18条の3は条文の追加によりまして、第18条の2を第18条の3に改め、条文中、「申告、請求または申出（次条において「請求等」という。）を請求等に改めるものになります。

第18条の4は条ずれによりまして、第18条の3を第18条の4に繰り下げるものです。

それでは1枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則、施行期日、第1条この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

経過措置、第2条任命権者は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山北町職員の勤務時間、給与等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。

この場合において、その講じられた措置は、施行日以降は、同項の規定により講じられたものとみなす。

説明は以上になります。

議長 説明が終わりましたので、議案第41号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ

石田照子議員。

5 番 石 田 説明を伺いますと、この条例改正によってまず出生時両立支援制度、こういう制度があるよということをまず知らしめると。そして今まで申請だったのが、意向確認というような改正部分は主にその辺りだと思うんですけれども、これによって該当する職員の対応というんですかね、職員にはどのように、何か変わることがあるのでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 この子育て制度につきましては、年度当初に山北町の子育て制度についてというふうな冊子を作りまして、職員に周知をしております。その制度の内容が育児短時間勤務とか部分給与、あと早出・遅出勤務等ができるというような制度については周知はさせていただいております。今、石田議員言われたとおりですね、今まで本人からこちらのこういうような制度を利用したいという申出に基づきまして、承認をしておったんですけども、今後は、町の所管課、企画総務になるんですけども、そちらから、その都度、妊娠・出産等また出産後のそういう制度につきまして、このような制度があるので利用するかというような意向を確認することを条例で定めろというようなことになりましたので、現実、今までやってることと内容的には、制度の内容的には変わりませんので、あくまでも所管から意向を必ず確認しろと、そういうような条例の改正になります。

議 長 石田照子議員。

5 番 石 田 そうしますと今まで行っていた申請というのはしなくとも、この制度が利用できるということなんでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 申請の手続自体に関しては、今まで変更なく、申請自体はしていただいて、それに基づいて承認すると。先ほど話しました、18条の2の第3項、これが意向を確認した事項の取扱いということで、その分に関しては配慮するということになっているのが付け加えておりますので、町としては、そういう制度に基づいて申請した場合には、承認をしていくという形になっております。

議 長 よろしいですか。ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いま

すが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議案第41号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 挙手全員、よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第42号 山北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第42号 山北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、山北の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年9月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、地方公務員育児休業法及び人事院規則等の改正に伴い本条例を改正する必要が生じたため、提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは、議案第42号 山北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

最初に条例改正の概要でございますが、国家公務員の育児休業等に関する法律が改正され、それを受けまして、地方公務員の育児休業に関する法律が改正されたことから、本町の職員におきましても、同様の措置を規定するため、条例の改正するもので、育児を行う職員の商業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度を拡充するものになります。

それでは新旧対照表で御説明申し上げます。

3枚おめくりください。

第1条では、第19条第1項及び第2項を第19条第1項から第3項まで及び第5項に改め、第18条第2号中、及び勤務日ごとの勤務時間と以下定年前再任用短時間勤務職員等というを削除し、を除くの次に次条において同じを加

えるものになります。

第19条では、部分休業制度が拡充、多様化されたことに伴いまして、従来の部分休業が第1号部分休業として規定されることとなつたため、見出しの部分休業を第1の部分休業に改めまして、本文中は従前は、始業後、または始業前におきまして、2時間を超えない範囲でしか部分休業を取得できなかつたものを、始業後または始業前の制限なく2時間を超えない範囲で取得できるように改めているものになります。

1枚おめくりください。

第19条の2から次ページの第19条の4までは、新たに第2号部分休業の承認として、1年につきまして条例で定める時間を超えない範囲で、部分休業を取得できるように期間や時間などについて規定しているもので、職員は、この第1号部分休業か、第2号部分休業のいずれかを選択して取得することができるようになります。

第19条の5では、特別の事情がある場合に限りまして、申出内容を変更できることと規定しているものです。

1枚おめくりください。

第20条は、部分休業している職員の給与の取扱いにつきまして、「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加え、第21条は、部分休業の承認の取消し事由として条文を改めるものとなっております。

それでは3枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則、施行期日、第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
経過措置、第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行日の日から令和8年3月31日までの間における、部分休業の承認の請求をする場合における、この条例による改正後の山北町職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とありのは「5」とする。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第42号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ございませんか。

大野徹也議員。

6 番 大 野 こちらで、今、部分休業取得というお話でございまして、1日につき、1年につきというふうな御案内があったんですけど、その辺についてもう少し詳しくお教えいただけますでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 現在の条例ですと部分休業につきましては、こちらの今18条の第2号になります、すみません第19条ですね。19条の部分で、もともとはここに書いてありますように説明させていただきましたように、始業後の2時間、または始業前の2時間ということで、8時半から10時半もしくは3時15分から5時15分の間で2時間部分休業を取れるというような条例でなっておりました。ここが前後を全部なくなりまして、その勤務時間内であればどの時間でも2時間以内で休む部分休業を取るということができるようになったのが一つでございます。

それと今まででは時間だけだったんですけども、さらに年間で77時間30分というような規定もできまして、それを今度は職員がどちらか、第1号なのか第2号を選択して取得ができるというような拡充になっているというような内容でございます。

議 長 大野徹也議員。

6 番 大 野 そうしますと、育児休業を取得するという場合に、あらかじめその辺を決めるということになりましたか。途中で切り替えるとかそういうことはできないということでしょうか。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 こちらに関しましては、先ほどの条例のほうにありますけど、申請をしていただいたものに対しまして、町が許可しているという形になりますので、変更等が生じるのであれば、先ほども話したんですけども、もう決まって変わるのであれば、そこはまた新たに申請をするような形になると思います。さらにですね、特別の事情がある場合にそのときに、何かしらの特別な事情がある場合に限りましては、変更できるというようなことが条例で今規定しておりますので、その部分に関しましては臨機応変に対応していきたいなと思っております。

- 議長 ほかにございませんか。
- 質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。
- (「異議なし」の声多数)
- 議長 御異議がないので、議案第42号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 議長 挙手全員。よって、議案第42号は原案どおり可決されました。
- 日程第4、議案第43号 山北町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
- 提案者の説明を求めます。
- 町長。
- 町長 議案第43号 山北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について山北町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
- 令和7年9月3日提出。山北町長、湯川裕司。
- 理由でございますが、基幹情報システムを国が定める標準準拠システムに対応させることに伴い、本条例を改正する必要が生じたため、提案するものです。
- 詳細については担当課のほうから説明いたします。
- 議長 町民税務課長。
- 町民税務課長 それでは議案第43号について御説明申し上げます。
- 2枚目をお開きください。
- 山北町手数料条例の一部を改正する条例、山北町手数料条例の一部を次のように改正する。
- 初めに、今回の条例改正の概要でございますが、現在、山北町が使用している基幹業務システムでは、固定資産課税台帳またはその写しの閲覧は1件につき、14物件ないし、最大でも23物件の閲覧が可能となっておりますが、国が定める標準準拠システムに対応させた場合、閲覧件数が1件につき4物件となるため、請求者の負担を考慮し、改正を行うものでございます。
- 内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

1枚おめくりください。

第2条中第34号を第35号とし、第33号の次に第34号 固定資産課税台帳またはその写しの閲覧に関する手数料1件につき300円を加え、第3条に第5項として、前条第34号に掲げる固定資産課税台帳またはそのうち写しの閲覧は、20物件ごとに1件とし、1件の単位に満たない端数が生じたときは、これを1件として手数料を徴収するを追加するものでございます。

それでは1枚戻っていただき、附則を御覧ください。

附則、この条例は令和7年11月4日から施行する。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第43号について質疑に入ります。質疑のあられる方はどうぞ。

高橋純子議員

4番高橋議長 今までの手数料の支払い方法について変更は何かございますでしょうか。町民税務課長。

町民税務課長 今まで1件につき300円を徴収しておりました。この帳票につきまして1ページにつき1枚目は14物件、2枚目以降が23物件が記載される状況になっておりますので、そちらが今回は1枚に4物件しかならない形になりますので、こちらのように改正をした次第でございます。

議長 高橋純子議員

4番高橋議長 それは分かりました。支払いの方法とか、そういうところに変更が実際あるのかどうかということを聞きたいと思います。

議長 町民税務課長。

町民税務課長 今までと変更はございません。

議長 町民税務課長。

ほかにございませんか。

それでは質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多數)

議長 御異議がないので、議案第43号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議

長　　挙手全員、よって議案第43号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第44号 令和7年度山北町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町

長　　議案第44号 令和7年度山北町一般会計補正予算（第2号）。

令和7年度山北町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,117万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億259万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表、歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条　債務負担行為の変更は「第2表、債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条地方債の変更は「第3表、地方債補正」による。

令和7年9月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、予算を補正する必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議

長　　財務課長。

財

務　課　長　　それでは、議案第44号 令和7年度山北町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算の歳入の主なものは、普通交付税の確定による地方交付税1億9,537万2,000円の増額であり、歳出の主なものは自治会要望等に対応するため、道路橋梁費の増で歳入歳出総額をそれぞれ3億4,117万4,000円増額するものでございます。

それでは2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては11款地方特例交付金から23款町債まで合計で3億4,117万4,000円の増額で、補正後の予算額は60億259万円になるものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費まで歳入と同額を補正するものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。新可燃ごみ処理施設整備に係る設計・工事費につきまして、令和9年度から令和11年度までの期間で、2億1,422万5,000円を限度として、債務負担行為の追加をするものでございます。

7ページは第3表、地方債補正でございます。

土木債は、デジタル活用推進事業といたしまして410万円の増額、教育債は川村小学校A棟長寿命化設計業務委託の財源として1,180万円を増額するものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

11款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金は78万5,000円の減額です。こちらは確定によりまして住宅減税特例交付金を減額、定額減税減収補填特例交付金を増額するものでございます。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税は、普通交付税の確定により、1億9,537万2,000円の増額でございます。こちらにつきましては、基準財政需要額の内訳といたしまして、給与改定に要する経費が単位費用に追加されたことなどによりまして、増額になったものでございます。今後の人事院勧告に基づく人件費の増に備えた留保が国から求められております。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は、18万円の増額です。説明欄の子ども・子育て支援事業費補助金は児童手当の制度改革に伴うシステム改修費に対する補助でございます。

2目衛生費国庫補助金は74万3,000円の増額です。説明欄の感染症予防事業、

妊婦のための支援給付交付金とともに、システム改修に対する補助でございます。

7目総務費国庫補助金は1,744万7,000円の増です。1節の戸籍住民基本台帳費補助金、そして4節デジタル基盤改革支援補助金はともにシステム改修に対する補助でございます。

6節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、非課税世帯等給付金の対象が確定されたことに伴う増でございます。

17款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金は50万円の増額で、県の未病普及啓発・広報活動負担事業補助金で、スポーツの秋祭りに充当するものでございます。

3目衛生費県補助金は12万6,000円の増額です。説明欄の不妊助成事業につきましては、当初1件分としていたものを6件分に増額するもので、妊婦のための支援給付交付金は、母子保健の事務費分でございます。

4目農林水産業費県補助金は21万3,000円の増額です。中山間地域等直接支払事業につきまして、追加割当てがあったものでございます。

7目教育費県補助金は299万9,000円の増額です。市町村立学校働き方改革加速化補助金が新設されまして、補助率は10分の10でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

19款寄附金、1項寄附金、3目教育費寄附金は生涯スポーツセンターに20万円の寄附があったものでございます。

21款繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い1億1,242万9,000円増額補正するものでございます。

22款諸収入、4項雑入、1目雑入は415万円の減額でございます。新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成制度の終了に伴うものでございます。

23款町債、1項町債、5目教育債は1,180万円の増額でございます。川村小学校A棟校長寿命化工事のための設計業務委託につきましては、当初予算で計上済みでございますが、財源の一部に起債を活用させていただくものでございます。

6目一般単独事業債は410万円を追加するもので、土木費に充当するデジタ

ル活用推進事業債でございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は3万2,000円の増額で、こちらは防犯灯の修繕でございます。

5目財産管理費は1億115万6,000円の増額です。庁舎等管理事業のテレビ受信料は、テレビ放送を受信できる設備を搭載している公用車につきましては、実際に視聴をしていなくてもNHK受信料を支払う必要があるとの指導がありまして、現状を確認いたしましたところ、7台分を遡りで請求が来るということになりましたので、こちらで増額させていただくものでございます。

財産管理事業の町有地整備工事は尺里地区で土留めの工事を実施するものでございます。

基金管理事業の公共施設整備基金積立金は、今後の公共施設整備の財源として積立てをするものでございます。

12目電算管理費は157万8,000円の増額です。神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金は、非課税世帯等給付金システムの改修による増でございます。

2項徴税費、2目賦課徴収費は260万円の増額で、見込みにより還付の増を計上したものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は68万2,000円の増額で、戸籍に振り仮名を記載するためのシステム改修でございます。

3款民生費、1項社会福祉福祉費につきましては16ページ、17ページをお願いいたします。

1目社会福祉総務費は868万5,000円の増額です。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業の対象者につきまして、所得の確定により、当初見込みの延べ人数が928人から1,335人となったものでございます。

4目老人福祉費は1万4,000円の増額で、介護保険料軽減分の前年度精算でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は8万9,000円の増額で、子育て支援

センターの床暖房の修繕でございます。

5目認定こども園費は226万円の増額です。説明欄の給食備品購入費は、冷凍冷蔵庫を更新するもの、修繕費は照明等の修繕でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は44万3,000円の増額でございます。母子保健事業の特定不妊治療支援助成金は、当初1件で見込んでいたものを6件分に増額するものです。下段の次の行の国・県への返納金は、未熟児に係る前年度清算分でございます。健康福祉センター管理事業は空調等の修繕でございます。

2目予備費は12万4,000円の増額です。

18ページ、19ページをお願いいたします。

説明欄の予防接種事業、健康診査、相談等事業、ともに前年度分の精算でございます。

3目環境衛生費は204万6,000円の増額です。

旧ビジターセンター維持管理事業は、事業者への施設貸出しに伴い公共的な駐車場としての使用ができなくなりましたので、その案内看板を撤去するものでございます。

野生動物等保護管理事業につきましては、特定外来生物であるアライグマの対応経費でございます。

2項清掃費、4目町設置型浄化槽事業特別会計繰出金は61万1,000円の増額で、町設置型浄化槽の修繕に必要な経費を繰出するものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費は925万2,000円の増額です。農道、用水維持管理事業の需用費は簡易補修対応の増、工事請負費、原材料費につきましては、自治会要望等に対応するものでございます。一般経費の研修会負担金につきましては、全国土地改良大会の参加費でございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

中山間地域等直接支払事業につきましては、補助金の追加割当てに伴い事務費と集落への交付金を増額するものでございます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、556万2,000円の増額です。

町道等維持管理事業の機器購入費は3次元CADシステムの導入経費で財

源はデジタル活用推進事業費でございます。新東名対策事業の道路用地取得費は町道尺里・高松線の拡幅に伴うものでございます。

2項道路橋梁費、1目道路維持費は2,899万円の増額です。町道等維持補修事業の修繕費は、緊急対応の増、橋梁点検等業務委託料は入札による執行残でございます。橋梁等修繕工事は松ヶ山隧道の補修、町内一円道路維持管理工事は自治会要望等に対応するものでございます。

3項河川費、1目河川維持費は223万円の増額です。修繕費は緊急対応の増、工事請負費は自治会要望等に対応するものでございます。

5項都市計画費、2目都市公園費は100万3,000円の増額でございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

説明欄の修繕費は、街区公園のベンチの修繕、土地借上料につきましては、ぐみの木公園用地の一部につきまして、借地であったものが町へ譲渡されたため、支払う地代が減額となるものでございます。都市公園整備工事につきましては、のびのび公園に日よけを設置するものでございます。

6項住宅費、1目住宅管理費は説明欄にございますとおり、積立金を減らしてサンライズ山北のオートロックの改修工事へ組み替えるもので、差引き補正額はゼロとなってございます。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費は52万2,000円の増額です。吸水ホースの修繕や、操法用の給管を購入するものでございます。

5目防災対策費は52万6,000円の増額で、大野山中継局の換気設備の修繕でございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、170万9,000円の増額です。

教育振興事業の消耗品費、それから委託料の二つ目、学校図書館システム導入委託料、こちらはセットで県の10分の10補助を活用しまして、システムの導入と必要な消耗品を購入する予算となってございます。

委託料の一つ目、教育用PC端末運用支援業務委託料は、入札による減額でございまして、委託料の三つ目、それから使用料及び賃借料にございます、学校・保護者間連絡システムにつきましても、県の10割補助を活用して新規導入するための経費を計上させていただいております。

24ページ、25ページをお願いいたします。

説明欄の学校図書館システム備品購入費につきましても、全額県補助にて賄うものでございます。

3項、山北中学校費、3目給食費は49万5,000円の減額で、冷凍冷蔵庫の執行残でございます。

6項保健体育費、2目体育施設費は21万6,000円の増額で寄附によりまして、生涯スポーツセンターの備品を購入するものでございます。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農林水産施設災害復旧費は緊急対応分として350万円を増額するものでございます。

2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費につきましても同様に1,118万円を増額するものでございます。

11款公債費、1項公債費、2目利子は267万5,000円の増額で、利率の確定によるものでございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。

12款諸支出金、1項土地開発公社費、1目土地開発公社費は21万4,000円の増額で、こちらも利率の確定によるものでございます。

13款予備費は給与改定など、今後の財政需要に対応するため1億5,377万円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第44号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

7番富田 説明が終りましたので、議案第44号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

議長 学校図書システムについて詳しくお聞かせください。

こども教育課長 こども教育課長。

こども教育課長 まず県のほうでは現在、教員の働き方改革を進めておりまして、これに対応するために、教員の働き方改革を加速させるため、令和7年度から9年度までの3年間限定の臨時の、特例的な措置として、市町村が取り組む教員の働き方改革に関する事業に要する経費に対して、補助する市町村立学校働き方改革加速化補助金というものを新設されました。

補助率につきましては毎年度、市町村ごと300万円までは10分の10という補助金になります。急遽、新設されましたこの補助金の活用につきまして、これまで小・中学校と委員会と検討を進めておりまして、その結果、今回学校

図書システムの導入と、学校保護者間連絡システムの導入を決定をいたしました。

まず小・中学校に、学校図書システムの導入についてなんですが、現在小・中学校における図書室の蔵書はデータベース化されていないため、蔵書の受け入れ時の作業、授業で使用する蔵書の検索、児童・生徒の蔵書検索のフォロー、貸出し返却処理、読書傾向の分析等に時間をして、教員の負担になっていることから、図書システムを導入し蔵書のデータベース化を図ることにより教職員の負担軽減と業務の効率化を図る、という目的で一つ導入をさせていただこうと思っております。

もう一つの児童生徒の、失礼しました。学校・保護者間の連絡システムの導入についてなんですが、現在、児童・生徒の欠席連絡につきましては、保護者が電話連絡で行っておりまして、朝の時間帯の業務が電話対応に追われている状況にございます。そのような中、学校・保護者間連絡システムを導入することにより電話対応に割く時間と人員を削減できることや、電子ファイルを添付したメッセージの送信が可能で、配布物の印刷や配布の手間が削減されるほか、こちら複数の言語に対応した自動翻訳の機能も有するなど、教職員の負担軽減や業務の効率化を図ることができる、ということで導入を進めることになりました。

今回の補正につきましては学校図書システムの導入については、山北中学校に導入の考えでございます。連絡ツール、システムにつきましては小・中学校に同時に導入ということを考えております。

以上になります。

議長　　富田陽子議員。

7番富田　どちらも大変便利になると思いますので、ありがたいなと思います。この学校・保護者間連絡システムについてもう少し伺いますが、これはいつ頃から使えるようになるんでしょうか。

議長　　こども教育課長。

こども教育課長　補正のほうお認めいただいた後、早急に事務の手続を進めまして、今のところ、来年の1月からの導入を考えております。

議長　　ほかに。石田照子議員。

- 5 番 石 田 15ページの財産管理費のNHKの7台の受信料が遡って支払いというような御説明がございましたが、また他の自治体でもこの問題が浮上しておりますけれども、これは遡って支払いは仕方がないと思うんですが、仕事で使う車というのは、別にテレビも見ないんじゃないかと思うんですけども、今後の対応はどのようにされるのでしょうか。
- 議 長 財務課長。
- 財務課長 基本的には業務中はテレビは見ないと想われますので、実際今7台ついているものにつきまして、必要最低限のものに絞りまして、その機能があるだけで、支払いが発生してしまいますので、順次、その機能を除去する作業を整備事業者さんほうにお願いしていく予定でございます。
- 議 長 よろしいですか。府川輝夫議員。
- 8 番 府 川 先ほどの富田議員の質問に関連して、23ページの学校図書館システムの関係なんですけれども、山北中学校に導入ということで、導入自体は非常にありがたいことだというふうに思っております。
- 山北町の生涯学習センターにある図書システムとの連動等については、いかがなんでしょうか。
- 議 長 こども教育課長。
- こども教育課長 山北図書館との連動は考えてございません。
- 議 長 府川輝夫議員。
- 8 番 府 川 中学生になると、だんだん興味が進展して、そして学校に置いてある図書にもそれなりに限界があるのかなと。どういうシステムが入るのかちょっと分かりませんけども、データベースをいざれ作るんであれば、いざれというか作らなくちゃいけないと思いますので、そうすると同等のシステム、あるいは関連性があるシステムを作ることによって、効率的に活用もできるし、場合によっては司書というか、図書館司書の効率化も図れるのかなというふうに思っておるんですけども、将来的な考えがあればお示しをいただきたいと思います。
- 議 長 こども教育課長。
- こども教育課長 まず山北の図書館に入っているシステムにつきましては、膨大な図書を管理する必要があることから、独自のシステム入っておりましてそれに係る経

費も大きくなります。今回、学校に導入させていただきますシステムにつきましては、あくまでもデータベース化して、そこにある図書を簡易的に管理する。さらに返却、貸出しに対応する、そこまで機能がないものでございまして、なるべく関連性があるというふうには考慮したんですけど、そういった理由から、少し別のシステムということで整理させていただいております。

議長 児玉洋一議員。

11番 児玉 11番、児玉でございます。

21ページの土木総務費のところで、3次元CADを導入という話がありました。これちょっともう少し詳細、今何があってどう変わるのか。これによってどうなるのかっていうところ、お示しください。

議長 都市整備課長。

都市整備課長 今回、3次元CADのシステムの機器購入費ということですけれども、現状、今、CADのシステムというのはあくまで平面的に見る、作るといいますか、平面図を作るような2次元のモデルを今使っております。こちら購入費ということで、こちらはドローンなどで取得した3次元の点群データですね。XYZというような座標というか、位置情報を処理と活用するため、専用のソフトウェアとノートパソコンを今回購入するものでございます。

この機械の導入によりまして、工事などで住民説明の際に、今まで2次元だったものが、立体的に図面を用いて説明することができるということで、町民への分かりやすい説明が可能となりまして、町民サービスの向上につながるというふうに考えております。

またですね定期的にデータを取得することで、インフラ施設の変状といった維持管理に必要な情報も把握することができるため、維持管理業務の効率化を図ることができるため、今回3次元の点群処理システムというものを購入したいと考えております。

なお、神奈川県においても、昨年4月に、インフラDXの取組を推進するために、神奈川県の3次元点群データ利活用推進会議というものを発足したところでございます。町も県と同様に、インフラDXに取り組みたいと考え、今回このシステムを導入するものでございます。

- 議長 児玉洋一議員。
- 11 番 児玉 インフラDXって言葉が聞けてよかったです。ドローンの話がありましたけど、ドローンの活用と、ドローンというのがそもそも今あって、それを落とし込んでやるという形で今考えていらっしゃるのかといったところと、専門的、私も2次元CADまでは使えるんですが、3次元CADではちょっとまだ僕の時代はなかったものですから、その3次元CADさん、専門的オペレーションというのは何か少し、何でしょう、向上させるためなものが必要なのか、それとも今のスキルでそのままできるのか、その辺りどうなんでしょう。
- 議長 都市整備課長。
- 都市整備課長 ドローンの関係ですけれども、今、役場のほうにはドローンが持っていない状態で、今後ドローンの整備をしたいと考えているところなんですが、先ほどのオペレーションというかスキルの関係ですけれども、今回のシステムの中で保守とかそういった3次元CADの指導というか、そういったものも含まれておりますので、いきなり職員、そこまでスキル持っていないませんので、まずは一つずつ、少しずつ作業に慣れて、最終的にはいち早く3次元のCADが使えるようには、習得できるように研修等を行っていきたいと思います。
- また今月18日の日に職員の現場研修ということで、新東名の工事業者さんでいらっしゃる清水建設さんに、ドローンを活用した最新のICTの技術ということで、清水さんが活用している事例等を紹介していただく予定でございますので、そういったところでスキルを高めていただいていきたいというふうに思っています。
- 議長 児玉洋一議員。
- 11 番 児玉 まさに今、私がそこをちょっと言おうとしたところで、先日から話があるまさに国家プロジェクトが山北町の中で動いているわけで、当然すばらしいスキルを持った方々たちがそちらじゅうに今点在しているわけですから、うまく、そういった方たちと今の研修制度みたいなのを、うまいこと使っていただいて、ぜひこの山北町がこのインフラ、将来のインフラ整備のDX、インフラDXの最先端をゆくように、宝の持ち腐れにならないように3次元CAD生かしてですね、活用していただければなと思います。

以上です。

議長　　よろしいですか。大野徹也議員。

6番大野　またその関連になりますけども、ドローンを活用ということで、これ将来的に今、訓練というか、使い方を覚えるとその先の使用目的というものはどのようなことをお考えでしょうか。

議長　　都市整備課長。

都市整備課長　ドローンの使用目的でございますが、そうですね、例えば災害とかで、土砂が崩落した場合に現地に直接職員が測量というのは大分危険な状況もございますので、ドローンを活用して、今までのデータは取っておく必要があるかと思いますが、被災現場で職員が行けないようなところにドローンを飛ばして、そこでドローンでポイントを押さえまして、その現地に職員が行かなくてもそのドローンで撮影することで、どれだけ土砂が流出したとか、そういったことにも使えますので、災害対応の迅速化が図るということも考えられるというふうに思っています。

議長　　よろしいですか。大野徹也議員。

6番大野　まさに防災で、ドローンの活用している部分というのは様々なところで活用されているということかと思います。ですからそれはドローンの技術を早く習得しなければ、いつ災害が起こるか分からないという状況でございます。それと合わせて以前にちょっと、森林クレジットのお話をさせていただきました。森林の境界確定ですね。そこにもそのドローンを活用したというような事例がありましたんで、様々な部分でIOTですか、ドローンも一つの。そういうものの活用を幅広く進めていただきたいというふうに思います。

議長　　ほかに質疑ある方ございますか。

府川輝夫議員。

8番府川　細かいことで恐縮なんですけども、19ページの上のはうに、ごめんなさい。19ページの環境衛生費の中で、旧ビジターセンターの看板の撤去費用として160万円程度盛られてますけども、この辺の内容をもう少し細かく説明をいただきたいと思います。

議長　　環境課長。

環境課長　今現在ですね、旧ビジターセンターは4月から民間事業者に5か年という

ことで貸出しをしてございます。そこの民間事業者のほうで旧ビジターセンターのところに今、無料看板と駐車場ということで、看板がついてるんですけども、それによりましてビジターセンターのほうに、かなり来庁される方の車が入ってくるということで、その都度ちょっと御遠慮いただきたいという対応をしていたと。ところが、なかなかちょっとそういった対応に苦慮している中で、あとまた夜間は一応閉めますので、施錠するというような対応もしてたんですが、なかなか駐車場を利用される方がかなりいるという中で看板を変えていただきたいという、まずその要請がございました。このエリアにつきましては、国定公園特別地域ということもございますので、神奈川県とそういったところのところで調整をさせていただいたところ、県のほうからは、当初は公共施設でしたので県はそこは許可してると、ところが今度は民間事業者になりますと、今の条件でそれを許可することはできないということがございまして、最終的には町の中でも協議をした中では、今ある看板を撤去するという考え方で今回計上をさせていただいたところでございます。

議長 8番、府川輝夫議員。

8番 府川 状況は分かりました。県が余計なこと言わなければね、一番ありがたいんですけども、5年の契約というのは以前も聞いたことがありますのでね。6年後以降どうなるのかというようなことを考えると、県の指導ということもあるかもしれないんですけども、例えばあの看板を印にしちゃうとかね。ほかのやり方があるんじゃないかなというふうに思いまして、質問したんすけれども、やむを得ない事情があるということで、それ以上質問はできないのかもしれませんけども、対処方法は、唯一撤去しかないということでよろしいんでしょうかね。

議長 環境課長。

環境課長 御指摘のとおりですね、当初いろいろやり方を考えながら県と協議はさせていただいたんですが、結論としては撤去という形で整理をさせていただきました。

議長 よろしいですか。大野徹也議員。

6番 大野 関連ということで、ビジターセンターの看板撤去ということは今のお話で

よく分かりました。その関連で玄倉のほうにあります森林館・薬草園、こちらのほうの関係なんですけども、これも平成26年から休館ということになっているかと思うんですが、玄倉の山北方面から行きまして、玄倉に左折するところございますね。そのちょっと先にあれはぶなの湯が専らの何というんですか、表示というふうなことになろうかと思うんですが、その下に実はあの森林館・薬草園という看板がそういう文字が入っちゃってるんですよ。ですからこれは野立て看板をそれ誰が立てたかということになるかと思いますし、もしぶなの湯でということであれば、指定管理ということで、そちらにお願いをするとか、あるいは町のほうでそれをやってるんであれば、何らかの形でちょっとやらないと、スマートインターフォン下りてきて、皆さんのが何だこりやとなってしまうのもよくないんで、その辺を早急に対応されたほうがいいんじゃないかと思いますが、担当部署とか、その辺ちょっとよく分からないんですけど、いかがでしょうか。

議長 商工観光課長

すみません、今御指摘の看板につきましては、やはり問題として捉えておりまして、今の観光協会と連携をして少し修正といいますか、消すとかですね、そういった対応を今検討しているところです。合わせまして、246から清水橋交差点のところを右折する壁と、何というんですか、壁面というかそちらにも実は同じような表記がありまして、そちらのほうは、ちょっと塗り潰すような形で職員のほうで対応したところです。ちょっとまた具体的なところは正式に動いた段階で、また情報提供できればよろしいかと思います。

以上です。

議長 よろしいですか。ほかにございますか。

熊澤友子議員。

9 番 熊澤 11ページの衛生費補助金のところなんですが、不妊治療の件数を1件を6件追加したって先ほど言われたんですが、これは1件分の支援給付費というのはいくらなんですか。

議長 保険健康課長。

1件当たりの上限が5万円です。そしてそれを最大6回までということになりますので、30万円が上限の額ということになります。

- 議長 熊澤友子議員。
- 9 番 熊澤 不妊治療の治療費も結構高額になってしまいますので、やはりその県のほうからもこういう交付金が出るということは、ありがたいことだなと思って今、質問しました。
- 以上です。
- 議長 ほかにございますか。
- 遠藤和秀議員。
- 10 番 遠藤 10番、遠藤です。
- 23ページの都市公園整備工事、のびのび公園をやることでお伺いしたんですけど、その辺の詳しい内容をもう少し教えていただきたいと思うんですけど。
- 議長 都市整備課長。
- 都市整備課長 都市公園の平山のびのび公園ということでしょうか。
- 平山のびのび公園のパーゴラの関係なんですけれども、今屋根部分によし
ずをかけて日よけとしておりました。ですが劣化が激しく、すぐに駄目にな
ってしまうということで、よしずを改めて木材を使った屋根にするため、今
回、整備するものでございます。
- 議長 遠藤和秀議員。
- 10 番 遠藤 今年もかなり暑い日が続きましたので、ぜひそういうところを、のびのび
公園だけでなく、あっちこっちの公園、ぜひ検討していただきたいと思いま
す。
- 議長 大野徹也議員。
- 6 番 大野 6ページでございますが、債務負担行為追加ということで、新可燃ごみ処
理施設整備に関わる、設計工事費ということで、期間は令和9年度とい
うことで、ちょっと先ということなんですが、こちらのほうの経緯と合わせ
て、令和9年からということなんで、今の時点ではちょっとなかなか算定が
難しいかもしれませんけど、将来負担率への影響とか、その辺も併せてお聞
かせいただければと思います。
- 議長 環境課長。
- 環境課長 債務負担行為でございますけれども、新可燃ごみ処理施設に係る設計工事

費ということで、本年です5月9日、それから6月10日で、全員協議会で御説明させていただいたとおり、予定としますと本年度、施設整備の事業委託につきましては、事業者を選定して契約を締結するという流れとなってございます。そのために、衛生組合としてはその財源確保の観点から債務負担行為を行うというのが一つ大前提としてございます。衛生組合で債務負担行為をしてやるというその財源は、市町村が要は負担をするという流れとなりますので、今回このタイミングで各市町のほうで、債務負担行為を上程するという流れでここで挙げさせていただいているものでございます。

こちらにつきましては令和9年から11年ということで総事業費は180億円を税抜きで想定をしてということで、前回の全員協議会で御説明を差し上げたとおりでございますので、それを国の交付金、また県の補助金を活用した中で、それを1市5町で負担額の割合の基で算出したものとなっております。

以上です。

議長 財務課長。 今回のこの債務負担行為の設定に伴う将来的な負担というところでございますけれども、まず今回2億という小さくない数字ではありますけれども、単純に数字上の話になりますと、今、起債の残高は毎年億単位で減らせていく状況です。短期的にはこの9、10、11年の一時的には上がるかもしれませんけれども、今の財政規模からいきますと数字上は数%になりますので、比率上は大きな影響はないと思っておりますし、実際その数字以外に、実際町の負担はどうなのかというところにおいても、町全体としては今、借金の残高をおかげさまで減らせることができておりますので、そういう中では、大きな影響はないというふうに考えております。

議長 大野徹也議員。 6番 大野 令和9年ということで、年間にすればそんなに億単位というふうな部分でもないので、ということなんですけども、令和9年度頃から、例えば小学校の長寿命化ですか、ほかにその辺が出てくるような可能性というのはどうなんでしょうか。

議長 財務課長。 財務課長 今お話をございましたとおりですね、今後、公共施設、学校に限らず、更新、

大規模修繕、発生することは当然想定はされます。今回の補正予算でも計上させていただいておりますが、順次、公共施設整備基金のほうの積立てもできておりますので、うまく基金も活用しながらやることで、財政的な平準化を図っていきたいと考えております。

議長 ちょっと、先に瀬戸伸二議員。

3番瀬戸 この債務負担割合なんですが、各市町村における債務負担割合はどのようにになってますでしょうか。

議長 環境課長。

環境課長 負担割合でございますけれども、均等割と人口割という考え方でございます。設備のほうの経費で要は人口規模に該当しない金額の部分が約12%ございます。設備のほうの経費で要は人口規模に該当しない金額の部分が約12%ございますので、この12%はいわゆる人口の多い少ない関係のないものですから、ここを均等割という形で12%は均等割。残りの88%が人口割ということで、算出をさせていただいてございます。

議長 府川輝夫議員。

8番府川 山北町の補正予算の議論をしてる中で、こういう質問はどうかと思いますけれども、今の瀬戸伸二議員の質問に関連しまして、それでは1市5町の総額の債務負担行為、可能であればお示ししていただきたいと思います。

議長 財務課長。

財務課長 この債務負担行為を設定するに当たりまして、1市5町の足柄上衛生組合でやっている内容でございますので、上衛生組合のほうで先ほどの比率に基づき、割り振りをさせていただいた、その合計債務負担行為の1市5町の合計として、上衛生組合から示されている金額といたしましては22億円でございます。

議長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

質疑が終わりました、失礼しました。

大野徹也議員。失礼しました、申し訳ございません。

6番大野 6番、大野です。

23ページの防災対策費の中で、大野山の防災設備の修繕という話だったと思うんですが、これは内容についてもう少しお聞かせください。

議長 地域防災課長です。

地域防災課長 地域防災課でございます。

これにつきましては大野山の防災無線の移動系の中継局のアンテナの中に入ってる機械なんんですけど、その機械を冷やすためのファン、いわゆる換気扇ですね。これ二つあるんですけど1個ぶつ壊れちゃって、その一つを直すものでございます。昨年、その今稼働しているものが壊れて、昨年新しくなっておりますので、そしたら今年になってこれが暑いせいか、またぶつ壊れてしまいまして、これはもう、ちょっとね、この暑い時期を乗り越えるためにもすぐ補正予算を上げさせていただいております。いわゆる換気扇です。

議長 大野徹也議員。

6番 大野 分かりました。すみません。

それとはちょっと違う話になっちゃうかもしれませんけど、IP無線を購入されましたよね。あれはいわゆる山から何ていうんですか、無線がちょっと届かないようなところで使うというふうなお話だったかと思うんですけど、そうすると大野山のその無線というんですか。それというのは、活用はどういう、あのダブルですか、それとも、それぞれに活用するというふうなことなんですか。

議長 地域防災課長。

地域防災課長 昨年からIP無線を少しずつ取り入れさせていただいております。当初予算の説明の中でもできましたら、この移動系の無線を全てIP無線にしたいなというふうに思ってます。ただ、今少しずつ導入をしながら、大野山にアンテナがあることによって、IP無線がつながらないところにもつながるような箇所もゼロではございません。ですけど、これが100%全部クリアされるわけではないんで、今後も少しずつ取り入れていきながら、IP無線化を、私の今の気持ちとしてはIP無線化していきたいなというふうに思ってます。そうすることによりまして、この大野山の中継局とか、こちらの本部、移動系の機器は必要なくなります。そうすると保守も当然減っていきます。この過渡期にはどうしてもね、ダブってしまいますけど、よりよい方法を実施していくためにも必要な時期だというふうに捉えております。

議長 よろしいですか。

質疑がまだございますか。

質疑が終わりましたので、ないようですので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議案第44号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は10時45分といたします。

(午前10時30分)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前10時45分)

日程第6、失礼しました。議案第45号 令和7年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第45号 令和7年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度山北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,511万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ13億6,360万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、予算を補正する必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議長 保険健康課長。

保険健康課長 それでは、議案第45号 令和7年度山北町国民健康保険事業特別会計補正

予算（第1号）について御説明申し上げます。

まず初めに、今回の補正予算の概要でございますが、前年度の繰越金と、令和8度から開始となる子ども・子育て支援金のシステム改修に伴う補正でございます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、5款繰越金と8款国庫支出金について、1,511万5,000円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、1款総務費、3款国民健康保険事業納付金、7款予備費について歳入と同額の増額を行うものでございます。

詳細につきましては事項別明細書で御説明させていただきます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入でございますが、5款1項2目のその他繰越金につきましては、令和6年度の決算の確定に伴うもので、1,427万4,000円の増額でございます。

8款2項3目の子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、令和8年度から開始される子ども・子育て支援金の賦課に当たりシステム改修を行うための10分の10国庫補助で84万1,000円でございます

6ページ、7ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、子ども・子育て支援金のシステム改修に係る費用を町村情報システム組合に支払うもので、84万2,000円です。

3款国民健康保険事業納付金につきましては、県からの通知により1項医療給付費分につきましては13万1,000円の増額を、2項後期高齢者支援金等分につきましては185万5,000円の増額を、3項介護納付金分につきましては、47万4,000円の減額をするものでございます。

7款1項1目の予備費につきましては、歳入との調整につき1,276万1,000円を増額するものでございます。

なお、予備費の増額が大きいのは繰越金が多かったためでございますが、令和6年度に借り入れた県貸付金5,000万円のうち、赤字補墳充当後の残があるためでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第45号について質疑に入ります。質疑のあ
る方はどうぞ。

富田陽子議員。

7番富田 7番富田です。

5ページの国からの補助金、この子ども・子育て支援のこのシステム整備
というのをもう少し詳しくお聞かせください。

議長 保険健康課長。

保険健康課長 既に報道等で御存じかとは思われますが、来年度から日本の子ども・子育
て支援を全ての国民で支えていこうという考え方の下、医療保険者がその賦課
金に上乗せして徴収して、子ども・子育ての支援の財源に充てていきましょう
というふうになってございます。それが令和8年度から始まるということで、
山北町でいきますと国民健康保険税に子ども・子育て支援金を上乗せさ
せていただいて、来年度から賦課が始まるというものでございます。

議長 ほかにございますか。

大野徹也議員。

6番大野 先ほど予備費のほうの繰越しがというふうなことで、県のほうに5,000万
円の借入れを起こしているということで、3か年で返済するというようなお
話だったかと思うんです。ですので、大部分はそちらに返済の償還のほうに
充てると、大体1,600万ぐらい償還になろうかと思うんですけど、そういう理
解でよろしいですか。

議長 保険健康課長。

保険健康課長 おっしゃるとおりでございます。今回の補正では、予備費に計上させてい
ただきましたが、12月ないし3月の補正予算におきまして、この予備費を減
額しまして、基金に積立て、その基金を将来の返済する財源に充てるために
基金に積替えをすると、予備費から基金に積み立てるということになる予定
でございます。

議長 ほかに質疑ある方ございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いま
すが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議案第45号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第45号は原案どおり可決されました。
日程第7、議案第46号 令和7年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

議長 議案第46号 令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。
令和7年度山北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ502万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,290万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、予算を補正する必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議長 保険健康課長。

保険健康課長 それでは、議案第46号 令和7年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

まず初めに今回の補正の概要でございますが、前年度の繰越金と、令和8年度から開始となる子ども・子育て支援金のシステム改修に伴う補正でございます。

11ページ、12ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、4款繰越金及び6款国庫支出金について502万円の増

額を行うものでございます。

歳出につきましては、1款総務費及び4款予備費について歳入と同額の補正を行うものでございます。

詳細につきましては事項別明細書で御説明させていただきます。

13ページ、14ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目の繰越金につきましては、令和6年度の決算の確定に伴うもので293万3,000円の増額でございます。

6款1項1目の子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、令和8年度から開始される子ども・子育て支援金の賦課に当たりシステム改修を行うための10分の10国庫補助で205万7,000円でございます。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、子ども・子育て支援金のシステム改修に係る費用を、町村情報システム組合に支払うもので205万7,000円でございます。

4款1項1目の予備費につきましては、歳入との調整につき296万3,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第46号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長 御異議がないので、議案第46号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長 挙手全員。よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第47号 令和7年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第47号 令和7年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算（第

1号)。

令和7年度山北町の町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,224万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、予算を補正する必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議長 上下水道課長

上下水道課長 それでは、議案第47号 令和7年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

初めに、今回の補正予算の主なものでございますが、前年度繰越金の確定による増額補正等でございます。

それでは16、17ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、5款繰入金と、6款繰越金を合わせまして、補正額86万2,000円の増額で、補正後の額は1,224万2,000円でございます。

歳出につきましては、1款事業費と、2款予備費を、歳入と同額の86万2,000円を増額し、歳出合計は、歳入と同額でございます。

続きまして、事項別明細書で御説明申し上げます。

18、19ページをお開きください。

2、歳入でございます。

5款1項1目一般会計繰入金は、修繕費の補正相当額を一般会計から繰入するもので61万1,000円増額するものでございます。

6款繰越金は、前年度繰越金の確定により25万1,000円の増額をするものでございます。

続きまして3、歳出でございます。

1款1項1目浄化槽整備費の10節需用費は61万1,000円の増額で、これは浄化槽に附属するプロア5か所の修繕費でございます。

2款予備費につきましては、25万1,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第47号について質疑に入ります。質疑のあら方はどうぞ

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので議案第47号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第48号 令和7年度山北町山北財産区特別会計補正予算(第1号)。日程第10、議案第49号 令和7年度山北町共和財産区特別会計補正予算(第1号)及び日程第11、議案第50号 令和7年度山北町三保財産区特別会計補正予算(第1号)について一括議題といたしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないものと認め、一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第48号 令和7年度山北町山北財産区特別会計補正予算(第1号)。令和7年度山北町の山北財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ605万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、予算を補正する必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものです。

次が、議案第49号 令和7年度山北町共和財産区特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度山北町の共和財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ262万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7,919万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、予算を補正する必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものです。

その次が、続いて議案第50号 令和7年度山北町三保財産区特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度山北町の三保財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ656万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、予算を補正するのに必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議長 財務課長。

財務課長

それでは議案第48号 令和7年度山北町山北財産区特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

今回の補正予算は前年度繰越金の確定による増額補正でございます。

それでは21ページ、22ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては3款繰越金を33万8,000円増額補正するものでございます。

歳出につきましては、1款財産区費につきまして歳入と同額を増額補正するものでございます。

23、24ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

中段の2、歳入につきましては、3款繰越金につきまして前年度繰越金の確定により33万8,000円を増額するものでございます。

3、歳出につきましては、1款1項2目財産管理費を33万8,000円増額補正するもので、財産取得、管理等基金に積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第49号 令和7年度山北町共和財産区特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

今回の補正予算は前年度繰越金の確定による増額補正でございます。

26、27ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、3款繰越金につきまして262万1,000円を増額補正するものでございます。

歳出につきましては、1款財産区費につきまして、歳入と同額を増額補正するものでございます。

28、29ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

中段の2、歳入につきましては、3款繰越金を、前年度繰越金の確定によりまして、262万1,000円を増額するものでございます。

次に3、歳出でございますが、1款1項2目財産管理費は262万1,000円の

増額で、財産取得、管理等基金に積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第50号 令和7年度山北町三保財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算は前年度繰越金の確定によるものでございます。

それでは31ページ、32ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、2款繰越金につきまして22万2,000円を増額するものでございます。

歳出につきましては、1款財産区費につきまして、歳入と同額を補正するものでございます。

33、34ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

中段の2、歳入でございますが、2款繰越金は前年度繰越金の確定により22万2,000円を増額するものでございます。

3、歳出につきましては、1款1項2目財産管理費22万2,000円の増額で、財産取得、管理等基金への積立てとなってございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第48号 令和7年度山北町山北財産区特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長 御異議がないので議案第48号 令和7年度山北町山北財産区特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長 挙手全員。よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第49号 令和7年度山北町共和財産区特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので議案第 49 号 令和 7 年度山北町共和財産区特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 挙手全員によって議案第 49 号は原案どおり可決されました。
続いて議案第 50 号 令和 7 年度山北町三保財産区特別会計補正予算（第 1 号）について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ
質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議案第 50 号 令和 7 年度山北町三保財産区特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 挙手全員、よって、議案第 50 号は原案どおり可決されました。
日程第12 議案第51号 令和 7 年度山北町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

議長 議案第51号 令和 7 年度山北町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）。
令和 7 年度山北町の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,687 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算に総額を、歳入歳出それぞれ 13 億 4,419 万 4,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表、歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、予算を補正する必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議長 保険健康課長

保険健康課長

それでは、議案第51号 令和7年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

まず初めに、補正の概要でございますが、前年度の繰越金と令和6年度の保険給付費等の確定に伴う精算でございます。

36、37ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、8款繰入金及び9款繰越金について3,687万1,000円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、3款地域支援事業費、5款基金積立金及び6款諸支出金について、歳入と同額の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

38ページ、39ページをお開きください。

歳入でございますが、8款2項1目の介護給付費繰入金につきましては、前年の実績精算に伴う国・県等への返還金に充てるため、基金を取り崩すもので1,411万7,000円の増額でございます。

9款1項1目の繰越金につきましては、令和6年度の決算の確定によるもので2,275万4,000円の増額でございます。

40ページ、41ページをお開きください。

次に、歳出でございますが、3款3項1目の包括的支援事業費につきましては、町立山北診療所の医師の交代に伴い「認知症サポート医研修」を受講していただくための旅費6,000円でございます。

5款1項1目の介護給付費、基金積立金につきましては、前年度の繰越金を積み立てるもので2,275万4,000円でございます。

6款1項2目の介護給付費交付金返還金につきましては、保険給付費の前年度清算に伴う社会診療報酬支払基金への返還金で387万円でございます。

3 目国庫支出金返納金につきましても、保険給付費、地域支援事業費の前年度清算に伴う国への返還金で938万6,000円でございます。

4 目県支出金返納金につきましても、地域支援事業費の前年度精算に伴う県への返還金で54万4,000円でございます。

42ページ、43ページをお開きください。

5 目地域支援事業交付金返還金につきましても、地域支援事業費の前年度清算に伴う社会診療報酬支払基金への返還金で31万1,000円でございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第51号について質疑に入ります。質疑のあら方はどうぞ

質疑ありませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議案第51号を採決いたします。原案に賛成者は举手をお願いいたします。

(全員举手)

議長 挙手全員、よって議案第51号は、原案どおり可決されました。

日程第13、議案第52号 令和7年度山北町商品券特別会計補正予算（第1号）について、議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

議長 議案第52号 令和7年度山北町商品券特別会計補正予算（第1号）。
令和7年度山北町の商品券特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ892万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、予算を補正する必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議長 商工観光課長

商工観光課長

それでは、議案第52号令和7年度、山北町商品券特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

初めに、今回の補正は前年度繰越金の確定による増額補正となります。

45、46ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。

2款繰越金の補正額につきましては、59万4,000円の増額でございます。

次に、歳出でございます。

2款予備費の補正額につきましても、歳入と同額を増額するものでございます。

続いて47、48ページをお開きください。

事項別明細書でございます。

中段を御覧ください。

歳入の2款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金が確定したため、補正額として59万4,000円の増を計上させていただいております。

次に、歳出の2款1項1目予備費につきましても、59万4,000円の増を計上させていただいております。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので議案第52号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長 御異議がないので、議案第52号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議

長 举手全員。よって議案第 52 号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、散会といたします。

なお、この後、失礼しました。決算特別委員会現地調査の説明を行いますので、議員は401会議室にお集まりください。 (午前11時21分)